



カリフォルニア州プロポジション 65 発がん物質リストの最新情報

7月7日、カリフォルニア州環境保健有害性評価局（OEHHA）は、グリホサートを Prop65 として知られるカリフォルニア州の発がん物質リストに追加しました。このリストは、「発がん性があるとカリフォルニア州が知りうる」物質のリストです。これはカリフォルニア州単独での措置であり、連邦政府、あるいは他の州の措置ではありません。モンサントは科学的にも法的にもこのリストへの追加に強く異議を唱えており、以下のような声明を発表しました。

グリホサートは発がん性物質ではありません。プロポジション 65 の対象物質リストに入れることは、科学的にも法的にも不当です。今回の措置は、一連の長い行政手段の一段階に過ぎず、最終的なものではありません。カリフォルニア州がリストに入れる唯一の根拠は、国際がん研究機関（IARC）のグリホサートに関する誤った分類に基づいたもので、極めて重要な科学データを無視しており、結果を誤ったものにしてしています。今日の時点で OEHHA のリストに入れるという決定は、OEHHA が独自に行ったグリホサートに発がん性はないという科学的評価の結果と相反するものであり、米国環境保護庁（EPA）や欧州化学物質庁（ECHA）を始めとするグリホサートを評価した世界中の規制機関の結論にも反しています。本件は最終決定事項ではなく、事実的側面とは何も関係がありません。モンサントは、引き続きこの不適切な決定について強く働きかけていきます。

（解説）

OEHHA の追加措置の唯一の根拠は、2015年に国際がん研究機関（IARC）が、グリホサートをグループ 2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）に分類したことによるものです。このリストへの追加措置の過程で、OEHHA は何ら科学的な追加の評価も分析もしていません。実際、前回、グリホサートについて科学的評価を行った際に、OEHHA 自身はグリホサートは発がん物質ではないと結論付けています。この OEHHA の科学的に矛盾した評価があるにもかかわらず、Prop65 のもとでは、IARC の 2A への分類によって自動的にリストに追加されました。

IARC の分類は重要な科学的知見を無視した分類であり、2015年3月の IARC の発表後、米国、欧州、カナダ、韓国、日本、ニュージーランド、オーストラリアなど世界中の規制当局が、グリホサートが、がんを引き起こさないことを公に再確認しています。

具体的には IARC の発表後、欧州連合（EU）とヨーロッパ化学物質庁（ECHA）は、グリホサートについて厳格な科学的再評価を実施しました。2015年11月、欧州食品安全機関（EFSA）は「グリホサートが発がん性または変異原性を示さず、受精性、生殖、胚発生に影響する毒性を持たない」というこれまでのリスク評価を追認する結論を発表しました。2017年3月、欧州化学物質庁（ECHA）は、リスク評価委員会は入手可能な科学的証拠に基づく判断によってグリホサートが発がん性物質、遺伝毒性、あるいは生殖毒性を持つ物質ではないと判定しました。

さらに、同じ国連の機関で農薬の安全性評価を専門とする、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）が2016年5月に「食を通じてグリホサートがヒトに対して発がん性のリスクとなるとは考えにくい」と発表しています。JMPRは、国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）が共同で、農薬の残留基準値を決めるため1963年に発足した国際機関です。各国の政府が登録に使うデータを基に、残留性や毒性などを比べ、残留基準値を決めています。

加えて、2016年9月、米国環境保護庁（EPA）は「グリホサート議題報告書」を発行し、グリホサートは「ヒトに対して発がん性があるとは考えにくい」へ分類されるべきと結論付けています。

日本においては独立したリスク評価機関である内閣府食品安全委員会が、2016年7月の評価書で、グリホサートの発がん性について「神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった」と結論付けています。

※カリフォルニア州法プロポジション65（Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986〔安全飲料水及び有害物質施行法〕）は、人の有害な化学物質への暴露を防止することなどを目的として1986年11月に米国カリフォルニア州で施行された州法。リストされた物質の使用を禁止したり制限するものではなく、記載された物質に著しく暴露する前に警告を要求するもの。提供方法は製品上のラベル表示や販売店での看板など。警告表示が義務付けられるまでには、リストに掲載されてから1年間の猶予期間がある。

（参考）

除草剤グリホサートは、過去40年にわたって、日本を始め、米国、欧州、カナダ、オーストラリアなど世界160ヶ国以上で、広く安全に使用されています。日本でも最も多く使用されている除草剤です。有効成分であるグリホサートは、800以上の試験を経て安全性が立証され、FAO（世界食糧農業機関）の農薬に関する評価報告書においても、①経口／皮膚接触による急性毒性が低い、②人に対して遺伝毒性（DNAを傷つける事でがんの要因となる性質）を持たない、③世界中で長年にわたる利用実績に関わらず発がん性を示した例がない、④生殖毒性（親の生殖能力や胎児への毒性）や催奇形性（胎児の期間に奇形を生じさせる要因となる性質）を持たない、と記載されています。

IARCの分類は頻繁に混乱や不安を引き起こします。ちなみに、IARCの分類でグリホサートと同じ2Aに当たる物質・要因は、赤身の肉、温かい飲み物、また理髪師として働いていることなどとなっています。

多くの規制当局がグリホサートはがんを引き起こさないと再確認している中、IARCの審査過程そのものや関連する研究データおよび報告書を無視している点に疑義が上がっています。つい最近では、ロイターニュースが、IARCのグリホサートに関する結論の信頼性や正確性への疑義について調査結果を掲載しています。調査結果は以下でご覧いただけます。

<http://www.reuters.com/investigates/special-report/glyphosate-cancer-data/>